

令和2年12月11日

## 猪名川町立小・中学校における携帯電話等の取扱いについて

猪名川町教育委員会

学校における携帯電話の取扱い等については、文部科学省通知「学校における携帯電話の取扱い等について」（平成21年1月30日）を踏まえて、児童生徒の持込みは原則禁止としてきました。

この度、文部科学省通知「学校における携帯電話の取扱い等について」（令和2年7月31日）にて、新たな方針が示されましたので、改めて猪名川町教育委員会としての方針を見直しました。

なお、学校においてはこの方針を踏まえて、児童・生徒や保護者および地域と連携しつつ、携帯電話等の取扱いや、携帯電話の適切な使用に関する指導の充実について、各学校の実情に応じて更なる取組の改善に努めます。

### 1 学校における携帯電話の取扱いについて

#### (1) 小学校

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とします。諸事情により、例外的に携帯電話の持込みを許可する場合がありますが、学校での教育活動に支障がないよう配慮することとします。

#### (2) 中学校

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とします。諸事情により、例外的に携帯電話の持込みを許可する場合がありますが、学校での教育活動に支障がないよう配慮することとします。

学校として持込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒・保護者との間で、以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、持込みを認めることとします。

ア 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること

イ 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること

ウ フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること

エ 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること

## 2 学校における情報モラル教育の取組について

児童生徒が、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようななどの情報モラル教育について、学習指導要領に基づき、文部科学省や各種団体が作成している教材等を利用するなど、より一層取組の充実を図ります。

## 3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定 最終改定平成 29 年 3 月 14 日）等を踏まえ、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていきます。

## 4 家庭や地域に対する働きかけについて

児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者を始めとする関係者に対し、機会を捉えて携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めます。